

認定書

番号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第8条第1項の規定に基づき、下記1の研究は、国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であると認定する。

年月日

内閣総理大臣 団

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う者
- 2 1の研究を行うに当たって使用を認める国有の試験研究施設
- 3 2の試験研究施設を使用する場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供することを条件とすること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。